平成　２年１０月　１日　群馬県指令地第　１８号

改正　平成　４年　２月１４日　群馬県指令地第　４９号

　　　平成　４年　７月　１日　群馬県指令地第　１９号

　　　平成　４年１２月２５日　群馬県指令地第　５１号

　　　平成　６年　３月３１日　群馬県指令地第１４５号

　　　平成　７年１２月２８日　群馬県指令地第１２７号

　　　平成　９年　４月　１日　群馬県指令地第　 ３号

　　　平成１０年　４月　１日　群馬県指令地第　　４号

　　　平成１１年　３月１７日　群馬県指令地第２０２号

　　　平成１１年　７月２６日　群馬県指令地第　３７号

　　　平成１２年　３月３０日　群馬県指令地第１８０号

　　　平成１３年　２月　５日　群馬県指令地第　９５号

　　　平成１３年　７月２３日　群馬県指令地第２０６－　１号

　　　平成１４年　３月２２日　群馬県指令地第２０６－　９号

　　　平成１４年　７月３０日　群馬県指令地第２０６－　４号

　　　平成１５年　１月１６日　群馬県指令地第２０６－　８号

　　　平成１５年　４月　７日　群馬県指令地第２０６－　４号

　　　平成１６年　４月２７日　群馬県指令市第２０６－　１号

　　　平成１６年１１月１１日　群馬県指令市第２０６－１２号

　　　平成１６年１２月２８日　群馬県指令市第２０６－１４号

　　　平成１７年　３月２５日　群馬県指令市第２０６－３１号

　　　平成１７年　６月　８日　群馬県指令市第２０６－　４号

　　　平成１７年　９月３０日　群馬県指令市第２０６－　６号

　　　平成１７年１２月２８日　群馬県指令市第２０６－１９号

　　　平成１８年　４月１７日　群馬県指令市第２０６－　１号

　　　平成１８年　９月２９日　群馬県指令市第２０６－　８号

　　　平成１９年　３月２８日　群馬県指令市第２０６－３９号

　　　平成１９年　６月２９日　群馬県指令市第３００３３－　２号

　　　平成２１年　１月１６日　群馬県指令市第３００３３－　４号

　　　平成２１年　３月２７日　群馬県指令市第３００３３－　６号

　　　平成２１年　５月１８日　群馬県指令市第３００３３－　５号

　　　平成２２年　３月２５日　群馬県指令市第３００３３－４３号

　　　平成２３年　７月２８日　群馬県指令市第３００３３－　３号

　　　平成２７年　３月２７日　群馬県指令市第３００３３－１６号

　　　平成２８年　４月　７日　群馬県指令市第３００３３－　１号

　　　群馬県市町村総合事務組合規約

　　　第１章　総則

　（組合の名称）

第１条　この組合は、群馬県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）という。

　（組合を組織する地方公共団体）

第２条　組合は、[別表第１](file:///%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5Cmain%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5C1.htm#別表第１（第２条関係）)に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「組織団体」という。）をもって組織する。

　（組合の共同処理する事務）

第３条　組合は、[別表第２](file:///%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5Cmain%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5C1.htm#別表第２（第３条関係）)の右欄に掲げる組織団体の同表左欄の事務を共同処理する。

　（組合の事務所の位置）

第４条　組合の事務所は、前橋市元総社町３３５番地の８に置く。

　　　第２章　組合の議会

　（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第５条　組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は１５人とする。

２　前項の組合議員は、群馬県市長会が推薦する組織団体の市の長５人及び群馬県町村会が推薦する組織団体の町村の長１０人をもってこれに充てる。

　（議員の任期及び失職）

第６条　組合議員の任期は、２年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　組合議員は、第７条第２項の規定により管理者若しくは副管理者となったとき又は市町村長の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失う。

　　　第３章　組合の執行機関

　（組合の執行機関の組織及び選任の方法）

第７条　組合に管理者、副管理者及び会計管理者各１人を置く。

２　管理者は群馬県町村会長の職にある者を、副管理者は群馬県市長会長の職にある者を、これに充てる。

３　会計管理者は、職員のうちから、管理者が命ずる。

　（管理者の職務代理）

第８条　管理者に事故あるとき、又は欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

２　管理者及び副管理者ともに事故あるとき、又は欠けたときは、管理者があらかじめ指定した職員がその職務を代理する。

　（監査委員）

第９条　組合に監査委員２人を置く。

２　監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員の中からそれぞれ１人を選任する。

３　監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任された者にあっては４年とし、組合議員の中から選任された者にあっては組合議員の任期による。

　（事務局の設置及び職員）

第１０条　組合に事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。

２　前項の職員は、管理者がこれを任免する。

３　事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。

　　　第４章　組合の経費

　（組合の経費の支弁の方法）

第１１条　組合の経費は、組織団体の負担金、組合の財産から生ずる収入及びその他の収入をもって充てる。

２　前項の負担金及び納付方法は条例で定める。

　　　第５章　雑則

　（退職手当の支給事務に係る負担金の還付又は特別徴収）

第１２条　組合は、組織団体が組合から脱退する場合においては、当該組織団体が納付した退職手当の支給事務に係る負担金の総額の１００分の９０に相当する額から脱退するまでに支払った退職手当の総額を差引いた額を還付し、支払った退職手当の総額が負担金の総額の１００分の９０に相当する額を超えるときは、その超える額を徴収する。

　（退職手当の支給事務に係る加入負担金）

第１３条　新たに退職手当の支給事務に加入しようとする地方公共団体は、[条例](file:///%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5Cmain%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5C41.htm#（退職手当の支給事務に係る加入負担金）)で定める額を加入負担金として組合に納付しなければならない。

　（組織団体の廃置分合に伴う組合財産の処分等）

第１４条　組織団体相互間又は組織団体及び組織団体以外の地方公共団体間において、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７条第１項の規定による廃置分合があったときは、組合財産（権利・義務）のうち、廃置分合によって消滅する組織団体（以下この項、次項及び第３項において「消滅団体」という。）の持分（廃置分合期日の前日に消滅団体が組合を脱退したとした場合に消滅団体に帰属すべき権利・義務の部分）は、[第１２条](file:///%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5Cmain%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5C1.htm#（退職手当の支給事務に係る負担金の還付又は特別徴収）)の規定による還付又は特別徴収に係る権利・義務に限るものとし、当該廃置分合後存続する組織団体又は当該廃置分合によって設置された地方公共団体が承継する。

２　[第１２条](file:///%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5Cmain%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5C1.htm#（退職手当の支給事務に係る負担金の還付又は特別徴収）)の規定は、前項の場合において、当該廃置分合後存続する組織団体が引き続き若しくは新たに[別表第２](file:///%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5Cmain%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5C1.htm#別表第２（第３条関係）)の１の項の左欄の事務（以下この項において「退職手当支給事務」という。）を共同処理するとき、又は当該廃置分合によって設置された地方公共団体が同時に組合に加入し退職手当支給事務を共同処理するときは、消滅団体について適用せず、当該廃置分合後存続する組織団体又は当該廃置分合によって設置された地方公共団体（以下この項及び次項において「存続団体等」という。）について、「当該組織団体が納付した退職手当の支給事務に係る負担金の総額の１００分の９０に相当する額」とあるのは「消滅団体が組合に納付した退職手当の支給事務に係る負担金の総額の１００分の９０に相当する額を存続団体等が組合に納付した退職手当の支給事務に係る負担金の総額の１００分の９０に相当する額に加算した額」と、「脱退するまでに支払った退職手当の総額」とあるのは「組合が消滅団体に支払った退職手当の総額を組合が存続団体等に支払った退職手当の総額に加算した額」と読み替えるものとする。

３　前項の存続団体等は、[前条](file:///%5C%5C%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5C%5Cmain%5C%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5C%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5C%5C1.htm%22%20%5Cl%20%22%EF%BC%88%E9%80%80%E8%81%B7%E6%89%8B%E5%BD%93%E3%81%AE%E6%94%AF%E7%B5%A6%E4%BA%8B%E5%8B%99%E3%81%AB%E4%BF%82%E3%82%8B%E5%8A%A0%E5%85%A5%E8%B2%A0%E6%8B%85%E9%87%91%EF%BC%89%22%20%5Ct%20%22%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%BC%E3%83%A0%203)の規定にかかわらず、[第１項](file:///%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5Cmain%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5C1.htm#（組織団体の廃置分合に伴う組合財産の処分等）)の規定により承継した消滅団体の持分の出資をもって、[同条](file:///%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5Cmain%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5C1.htm#（退職手当の支給事務に係る加入負担金）)の加入負担金（消滅団体の職員に限る。）の納付に代えることができる。

４　前３項の規定は、組織団体である一部事務組合が組織市町村の全部又は一部の廃置分合により当然に解散する場合に準用する。この場合において、[第１項](file:///%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5Cmain%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5C1.htm#（組織団体の廃置分合に伴う組合財産の処分等）)中「廃置分合によって消滅する組織団体」とあるのは「当該廃置分合により当然に解散する一部事務組合である組織団体」と、「当該廃置分合後存続する組織団体又は当該廃置分合によって設置された地方公共団体」とあるのは「当該解散に際して消滅団体の事務を承継する組織団体（次項において「組織団体である承継団体」という。）又は組織団体以外の地方公共団体（次項において「組織団体以外の承継団体」という。）」と、[第２項](file:///%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5Cmain%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5C1.htm#第１２条の規定は、)中「当該廃置分合後存続する組織団体」とあるのは「組織団体である承継団体」と、「当該廃置分合によって設置された地方公共団体」とあるのは「組織団体以外の承継団体」と、「存続団体等」とあるのは「承継団体」と、[第３項](file:///%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5Cmain%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5C1.htm#前項の存続団体等は、)中「存続団体等」とあるのは「承継団体」と読み替えるものとする。

　（管理者への委任）

第１５条　この規約に定めるもののほか、規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

　　　附　則

１　この規約は、平成２年１０月１日から施行する。

２　従前の群馬県消防団員補償報償組合、群馬県町村職員退職手当組合及び群馬県町村自然災害補償組合の事務は、群馬県市町村総合事務組合が承継する。

　　　附　則（平成４年２月１４日指令地第４９号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行し、改正後の群馬県市町村総合事務組合規約第９条の規定は平成３年４月２日から、別表第１及び別表第２の規定は同年４月１日から適用する。

　　　附　則（平成４年７月１日指令地第１９号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行し、改正後の群馬県市町村総合事務組合規約の別表第１及び別表第２の１の規定は平成４年７月１日から適用する。

　　　附　則（平成４年１２月２５日指令地第５１号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行し、改正後の群馬県市町村総合事務組合規約の規定は、平成５年１月１日から適用する。

　　　附　則（平成６年３月３１日指令地第１４５号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。ただし、別表第１及び別表第２の１の項の改正規定中「榛名興産市町村組合　吾妻郡町村共有林維持管理組合」を「榛名興産市町村組合」に、「安中松井田医療事務組合　吾妻郡町村伝染病院組合」を「安中松井田医療事務組合」に、「甘楽西部環境衛生施設組合」を「甘楽西部環境衛生施設組合　館林衛生施設組合」に、「大間々町外四ケ町村火葬場組合」を「大間々町外四ケ町村火葬場組合　太田市外三町交通災害共済組合　館林邑楽交通災害共済市町村組合」に、「西吾妻環境衛生施設組合　吾妻老人福祉施設組合」を「西吾妻環境衛生施設組合」に、「多野藤岡広域市町村圏振興整備組合」を「多野藤岡広域市町村圏振興整備組合　利根沼田学校組合」に、「下仁田南牧医療事務組合」を「下仁田南牧医療事務組合　富岡甘楽農業共済事務組合」に、「利根沼田農業共済事務組合　吾妻農業共済事務組合」を「利根沼田農業共済事務組合」に改める部分は、平成６年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成７年１２月２８日指令地第１２７号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。

　　　附　則（平成９年４月１日指令地第３号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。ただし、別表第１及び別表第２の１の項の改正規定中「下仁田南牧医療事務組合　富岡甘楽農業共済事務組合　利根沼田農業共済事務組合」を「下仁田南牧医療事務組合」に改める部分並びに別表第２の３の項の改正規定中「館林地区消防組合」を「館林地区消防組合　利根沼田広域市町村圏振興整備組合」に改める部分は、平成９年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成１０年４月１日指令地第４号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。

　　　附　則（平成１１年３月１７日指令地第２０２号）

１　この規約は、平成１１年４月１日から施行する。ただし、別表第１及び別表第２の１の項の改正規定中「明和村」を「明和町」に、「館林邑楽交通災害共済市町村組合」を「館林邑楽交通災害共済組合」に改める部分並びに別表第２の４の項の改正規定は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。

２　従前の群馬県町村等非常勤職員公務災害補償組合の事務は、群馬県市町村総合事務組合が承継する。

　　　附　則（平成１１年７月２６日指令地第３７号）

１　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。

２　この規約による改正後の群馬県市町村総合事務組合規約中次の各号に掲げる部分は、当該各号に掲げる日から適用する。

（１）別表第１及び別表第２中西吾妻福祉病院組合に係る部分　平成１１年４月１日

（２）別表第１及び別表第２中太田市外二町清掃組合に係る部分　平成１１年５月１日

　　　附　則（平成１２年３月３０日指令地第１８０号）

　この規約は、平成１２年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成１３年２月５日指令地第９５号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。

　　　附　則（平成１３年７月２３日指令地第２０６－１号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。

　　　附　則（平成１４年３月２２日指令地第２０６－９号）

　この規約は、平成１４年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成１４年７月３０日指令地第２０６－４号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行し、改正後の群馬県市町村総合事務組合規約の規定は、平成１４年１月１８日から施行する。

　　　附　則（平成１５年１月１６日指令地第２０６－８号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行し、改正後の群馬県市町村総合事務組合規約の規定は、平成１４年１０月１日から施行する。

　　　附　則（平成１５年４月７日指令地第２０６－４号）

１　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行し、改正後の群馬県市町村総合事務組合規約の規定は、平成１５年４月１日から適用する。

２　万場町及び中里村に係る群馬県市町村総合事務組合規約第１２条の規定は、適用しない。ただし、神流町が群馬県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）から脱退する場合に同条の規定を適用させる場合においては、万場町及び中里村が組合に納付した退職手当の支給事務に係る負担金の総額の１００分の９０に相当する額を神流町が組合に納付した退職手当の支給事務に係る負担金の総額の１００分の９０に相当する額に加算し、組合が万場町及び中里村に支払った退職手当の総額を組合が神流町に支払った退職手当の総額に加算して適用する。

３　渋川地区農業共済事務組合に係る組合規約第１２条の規定は、適用しない。ただし、渋川地区広域市町村圏振興整備組合が組合から脱退する場合に同条の規定を適用させる場合においては、渋川地区農業共済事務組合が組合に納付した退職手当の支給事務に係る負担金の総額の１００分の９０に相当する額を渋川地区広域市町村圏振興整備組合が組合に納付した退職手当の支給事務に係る負担金の総額の１００分の９０に相当する額に加算し、組合が渋川地区農業共済事務組合に支払った退職手当の総額を組合が渋川地区広域市町村圏振興整備組合に支払った退職手当の総額に加算して適用する。

４　神流町に係る組合規約第１３条の規定は、適用しない。

　　　附　則（平成１６年４月２７日指令市第２０６－１号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。

　　　附　則（平成１６年１１月１１日指令市第２０６－１２号）

１　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行し、改正後の別表第１及び別表第２の規定は、平成１６年１２月５日（次項において「適用日」という。）から適用する。

２　群馬県市町村総合事務組合の財産（権利・義務）に係る前橋広域市町村圏振興整備組合の持分（適用日の前日における前橋広域市町村圏振興整備組合に帰属すべき権利・義務の部分）はないものとする。

３　群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約（平成１５年群馬県指令地第２０６－４号）の一部を次のように改正する。

　　附則第２項中「本条」を「同条」に、「１００分の８０」を「１００分の９０」に改め、第３項中「本条」を「同条」に、「１００分の８０」を「１００分の９０」に改める。

　　　附　則（平成１６年１２月２８日指令市第２０６－１４号）

１　この規約の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条の規定　群馬県知事の許可のあった日

（２）第２条の規定　平成１７年２月１３日

２　第１条の規定による改正後の第１４条第４項の規定は、施行日以後に当然に解散する一部事務組合である組織団体について適用し、施行日前に解散した一部事務組合である組織団体については、なお従前の例による。

３　第１条の規定による改正後の別表第１及び別表第２の規定は、平成１７年１月１日から適用する。

　　　附　則（平成１７年３月２５日指令市第２０６－３１号）

１　この規約の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条の規定（第１４条第１項、第２項及び第４項の改正規定に限る。）　群馬県知事の許可のあった日

（２）第１条の規定（第１４条第１項、第２項及び第４項の改正規定を除く。）　平成１７年３月２８日

（３）第２条の規定　平成１７年４月１日（次項及び第３項において「施行日」という。）

２　組合の財産（権利・義務）に係る大間々町外四ヶ町村火葬場組合の持分（施行日の前日における大間々町外四ヶ町村火葬場組合に帰属すべき権利・義務の部分）は、第１２条の規定による還付又は特別徴収に係る権利・義務に限るものとし、大間々町外四ヶ町村火葬場組合の事務を承継する団体が承継する。

３　組合の財産（権利・義務）に係る館林邑楽交通災害共済組合の持分（施行日の前日における館林邑楽交通災害共済組合に帰属すべき権利・義務の部分）は、第１２条の規定による還付又は特別徴収に係る権利・義務に限るものとし、館林邑楽交通災害共済組合の事務を承継する団体が承継する。

　　　附　則（平成１７年６月８日指令市第２０６－４号）

　この規約は、平成１７年６月１３日から施行する。

　　　附　則（平成１７年９月３０日指令市第２０６－６号）

　この規約は、平成１７年１０月１日から施行する。

　　　附　則（平成１７年１２月２８日指令市第２０６－１９号）

　この規約の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、第１条の規定中別表第２の２の項の改正規定（「第３４条」を「第４５条」に改める部分に限る。）は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。

（１）第１条の規定（別表第２の２の項の改正規定中「第３４条」を「第４５条」に改める部分を除く。）　平成１８年１月１日

（２）第２条の規定　平成１８年１月２３日

（３）第３条の規定　平成１８年２月２０日

（４）第４条の規定　平成１８年３月１８日

（５）第５条の規定　平成１８年３月２７日

　　　附　則（平成１８年４月１７日指令市第２０６－１号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。

　　　附　則（平成１８年９月２９日指令市第２０６－８号）

　この規約は、平成１８年１０月１日から施行する。ただし、別表第２の２の項の改正規定中「第１５条の７第１項」を「第２４条第１項」に、「第１５条の８」を「第２５条」に改める部分は、群馬県知事の許可のあった日から施行する。

　　　附　則（平成１９年３月２８日指令市第２０６－３９号）

１　この規約は、平成１９年４月１日から施行する。

２　群馬県市町村総合事務組合の財産（権利・義務）に係る多野郡町村会館管理組合の持分（この規約の施行の日（以下「施行日」という。）の前日における多野郡町村会館管理組合に帰属すべき権利・義務の部分）は、第１２条の規定による還付又は特別徴収に係る権利・義務に限るものとし、多野郡町村会館管理組合の事務を承継する団体が承継する。

３　群馬県市町村総合事務組合の財産（権利・義務）に係る藤岡、吉井環境衛生事務組合の持分（施行日の前日における藤岡、吉井環境衛生事務組合に帰属すべき権利・義務の部分）は、第１２条の規定による還付又は特別徴収に係る権利・義務に限るものとし、藤岡、吉井環境衛生事務組合の事務を承継する団体が承継する。

４　群馬県市町村総合事務組合の財産（権利・義務）に係る渋川交通災害共済組合の持分（施行日の前日における渋川交通災害共済組合に帰属すべき権利・義務の部分）はないものとする。

　　　附　則（平成１９年６月２９日指令市第３００３３－２号）

　この規約は、平成１９年７月１日から施行する。

　　　附　則（平成２１年１月１６日指令市第３００３３－４号）

　この規約は、平成２１年５月５日から施行する。

　　　附　則（平成２１年３月２７日指令市第３００３３－６号）

１　この規約は、平成２１年４月１日から施行する。

２　群馬県市町村総合事務組合の財産（権利・義務）に係る榛名興産市町村組合の持分（この規約の施行の日の前日における榛名興産市町村組合に帰属すべき権利・義務の部分）は、群馬県市町村総合事務組合規約第１２条の規定による還付又は特別徴収に係る権利・義務に限るものとし、榛名興産市町村組合の事務を承継する団体が承継する。

　　　附　則（平成２１年５月１８日指令市第３００３３－５号）

　この規約は、群馬県知事が行う、平成２１年６月１日から多野郡吉井町を廃し、その地域を高崎市へ編入する廃置分合決定に係る当該期日から施行する。

　　　附　則（平成２２年３月２５日指令市第３００３３－４３号）

１　この規約は、群馬県知事が行う、平成２２年３月２８日から六合村を廃し、その地域を中之条町へ編入する廃置分合決定に係る当該期日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成２２年４月１日から施行する。

２　群馬県市町村総合事務組合の財産（権利・義務）に係る館林邑楽農業共済事務組合の持分（平成２２年３月３１日における館林邑楽農業共済事務組合に帰属すべき権利・義務の部分）は、群馬県市町村総合事務組合規約第１２条の規定による還付又は特別徴収に係る権利・義務に限るものとし、館林邑楽農業共済事務組合の事務を承継する団体が承継する。

　　　附　則（平成２３年７月２８日指令市第３００３３－３号）

１　この規約は、平成２３年８月１日から施行する。

２　群馬県市町村総合事務組合の財産（権利・義務）に係る藤岡市・高崎市ガス企業団の持分（この規約の施行の日の前日における藤岡市・高崎市ガス企業団に帰属すべき権利・義務の部分）は、群馬県市町村総合事務組合規約第１２条の規定による還付又は特別徴収に係る権利・義務に限るものとし、藤岡市・高崎市ガス企業団の事務を承継する団体が承継する。

　　　附　則（平成２７年３月２７日指令市第３００３３－１６号）

１　この規約は、平成２７年４月１日から施行する。

２　群馬県市町村総合事務組合の財産（権利・義務）に係る東毛広域市町村圏振興整備組合の持分（この規約の施行の日の前日における東毛広域市町村圏振興整備組合に帰属すべき権利・義務の部分）は、群馬県市町村総合事務組合規約第１２条の規定による還付又は特別徴収に係る権利・義務に限るものとし、東毛広域市町村圏振興整備組合の事務を承継する団体が承継する。

　　　附　則（平成２８年４月７日指令市第３００３３－１号）

　この規約は、群馬県知事の許可のあった日から施行し、改正後の群馬県市町村総合事務組合規約の規定は、平成２８年２月８日から適用する。

別表第１（第２条関係）

|  |
| --- |
| 組　織　団　体 |
| 前橋市　高崎市　桐生市　伊勢崎市　太田市　沼田市　渋川市　藤岡市　富岡市　安中市　みどり市　榛東村　吉岡町　上野村　神流町　下仁田町　南牧村　甘楽町　中之条町　長野原町　嬬恋村　草津町　高山村　東吾妻町　片品村　川場村　昭和村　みなかみ町　玉村町　板倉町　明和町　千代田町　大泉町　邑楽町　甘楽西部環境衛生施設組合　館林衛生施設組合　吾妻東部衛生施設組合　西吾妻衛生施設組合　館林地区消防組合　利根沼田広域市町村圏振興整備組合　西吾妻環境衛生施設組合　渋川地区広域市町村圏振興整備組合　富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合　沼田市外二箇村清掃施設組合　群馬県市町村会館管理組合　吾妻広域町村圏振興整備組合　多野藤岡広域市町村圏振興整備組合　利根沼田学校組合　桐生地域医療組合　多野藤岡医療事務市町村組合　大泉町外二町環境衛生施設組合　利根東部衛生施設組合　下仁田南牧医療事務組合　烏帽子山植林組合　邑楽館林医療事務組合　西吾妻福祉病院組合　太田市外三町広域清掃組合　群馬東部水道企業団　群馬県後期高齢者医療広域連合 |

別表第２（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 共同処理する事務 | 共同処理する団体 |
| １　常勤の職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和２３年法律第１３５号）[第１条](http://www.gck.gr.jp/ctv/reiki/kankeihou.htm#市町村立学校職員給与負担法)及び[第２条](http://www.gck.gr.jp/ctv/reiki/kankeihou.htm#教員給与負担法第２条)に規定する職員を除く。）に係る退職手当の支給事務 | 沼田市　渋川市　みどり市　榛東村　吉岡町　上野村　神流町　下仁田町　南牧村　甘楽町　中之条町　長野原町　嬬恋村　草津町　高山村　東吾妻町　片品村　川場村　昭和村　みなかみ町　玉村町　板倉町　明和町　千代田町　大泉町　邑楽町　甘楽西部環境衛生施設組合　館林衛生施設組合　吾妻東部衛生施設組合　西吾妻衛生施設組合　館林地区消防組合　利根沼田広域市町村圏振興整備組合　西吾妻環境衛生施設組合　渋川地区広域市町村圏振興整備組合　富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合　沼田市外二箇村清掃施設組合　群馬県市町村会館管理組合　吾妻広域町村圏振興整備組合　多野藤岡広域市町村圏振興整備組合　利根沼田学校組合　桐生地域医療組合　大泉町外二町環境衛生施設組合　利根東部衛生施設組合　西吾妻福祉病院組合　太田市外三町広域清掃組合 |
| ２　非常勤消防団員等の次に掲げる事務（１）消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２４条第１項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償（２）消防法（昭和２３年法律第１８６号）[第３６条の３第１項](http://www.gck.gr.jp/ctv/reiki/kankeihou.htm#第３６条の３)の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償（３）水防法（昭和２４年法律第１９３号）[第６条の２第１項](http://www.gck.gr.jp/ctv/reiki/kankeihou.htm#水防法)の規定による水防団長又は水防団員に係る損害補償（４）水防法第４５条の規定による水防に従事した者に係る損害補償（５）災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）[第８４条第１項](http://www.gck.gr.jp/ctv/reiki/kankeihou.htm#（応急措置の業務に)の規定による応急業務に従事した者に係る損害補償（６）消防組織法第２５条の規定による非常勤消防団員に係る退職報償金の支給 | 前橋市　高崎市　桐生市　伊勢崎市　太田市　沼田市　渋川市　藤岡市　富岡市　安中市　みどり市　榛東村　吉岡町　上野村　神流町　下仁田町　南牧村　甘楽町　中之条町　長野原町　嬬恋村　草津町　高山村　東吾妻町　片品村　川場村　昭和村　みなかみ町　玉村町　大泉町　館林地区消防組合 |
| ３　消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務 | 伊勢崎市　太田市　沼田市　渋川市　富岡市　みどり市　榛東村　吉岡町　上野村　神流町　下仁田町　南牧村　甘楽町　中之条町　長野原町　嬬恋村　草津町　高山村　東吾妻町　片品村　川場村　昭和村　みなかみ町　玉村町　大泉町　館林地区消防組合　利根沼田広域市町村圏振興整備組合　渋川地区広域市町村圏振興整備組合　吾妻広域町村圏振興整備組合 |
| ４　[災害弔慰金の支給等に関する法律](http://www.gck.gr.jp/ctv/reiki/kankeihou.htm#災害弔慰金の支給等に関する法律)（昭和４８年法律第８２号）の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務 | 沼田市　渋川市　みどり市　榛東村　吉岡町　上野村　神流町　下仁田町　南牧村　甘楽町　中之条町　長野原町　嬬恋村　草津町　高山村　東吾妻町　片品村　川場村　昭和村　みなかみ町　玉村町　板倉町　明和町　千代田町　大泉町　邑楽町 |
| ５　地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）[第６９条](http://www.gck.gr.jp/ctv/reiki/tikousaihou.htm#（非常勤の地方公務員に係る補償の制度）)の規定に基づく議会の議員その他非常勤の職員のうち法律（労働基準法（昭和２２年法律第４９号）を除く。）による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務 | 沼田市　渋川市　みどり市　榛東村　吉岡町　上野村　神流町　下仁田町　南牧村　甘楽町　中之条町　長野原町　嬬恋村　草津町　高山村　東吾妻町　片品村　川場村　昭和村　みなかみ町　玉村町　板倉町　明和町　千代田町　大泉町　邑楽町　甘楽西部環境衛生施設組合　館林衛生施設組合　吾妻東部衛生施設組合　西吾妻衛生施設組合　館林地区消防組合　利根沼田広域市町村圏振興整備組合　西吾妻環境衛生施設組合　渋川地区広域市町村圏振興整備組合　富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合　沼田市外二箇村清掃施設組合　群馬県市町村会館管理組合　吾妻広域町村圏振興整備組合　多野藤岡広域市町村圏振興整備組合　利根沼田学校組合　桐生地域医療組合　多野藤岡医療事務市町村組合　大泉町外二町環境衛生施設組合　利根東部衛生施設組合　下仁田南牧医療事務組合　烏帽子山植林組合　邑楽館林医療事務組合　西吾妻福祉病院組合　太田市外三町広域清掃組合　群馬東部水道企業団　群馬県後期高齢者医療広域連合 |
| ６　[公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律](file:///%5C%5C%E7%BE%A4%E9%A6%AC%E7%9C%8C%E7%94%BA%E6%9D%91%E4%BC%9A-pc%5Cmain%5C%E7%B7%8F%E5%90%88%E3%83%BB%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%5C%E4%BE%8B%E8%A6%8F%E9%9B%86%E3%83%87%E3%83%BC%E3%82%BF%E3%83%99%E3%83%BC%E3%82%B9%E5%8C%96%E9%96%A2%E4%BF%82%EF%BC%88%E7%AC%AC%E4%B8%80%E6%B3%95%E8%A6%8F%EF%BC%89%5Creiki%EF%BC%88%E4%BB%95%E5%88%86%E7%94%A8%EF%BC%89%5Ckankeihou.htm#公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律)（昭和３２年法律第１４３号）第２条の規定に基づく非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償事務 | 渋川市　みどり市　榛東村　吉岡町　上野村　神流町　下仁田町　南牧村　甘楽町　中之条町　長野原町　嬬恋村　草津町　高山村　東吾妻町　片品村　川場村　昭和村　みなかみ町　玉村町　板倉町　明和町　千代田町　大泉町　邑楽町 |